

「採用内定者の皆様へ」

I 採用内定後の諸手続

採用内定後の諸手続において、提出期日までに在学証明書(2025年4月1日以降の交付日)等の必要書類を提出できない場合には、採用資格の確認ができないため、採用内定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

日本学術振興会特別研究員―DCに採用が内定した方は、長井記念薬学研究奨励支援の採用資格を喪失しますので、下記の本学会担当まで至急ご連絡ください。

受給中や申請中のその他奨学金がある場合には、申請書に記載することとなっておりますが、記載漏れ等が判明した場合には採用が取り消しとなる場合がございますので、再度ご確認いただき、現時点での受給中や申請中にて申請書より追加がある場合には必ずご連絡ください。受給中の奨学金の証明書(奨学金名とその金額)の提出は2025年4月8日(火)までにご提出ください。

貸与を受ける者が、申請書提出後あるいは採用期間中に受給金額の合計金額(長井記念薬学研究奨励の支給金を含む)が、年額240万円以上になる場合には、年額240万円以上になる時点にて貸与の資格を喪失します。受給が確定した場合には、直ちに本学会事務局学術事業担当に連絡して下さい。

公益社団法人 日本薬学会 学術課 学術事業担当

E-mail: gakuji@pharm.or.jp

○メールでの連絡時には、必ず「長井記念薬学研究奨励支援事業」と「N-番号」を明記してください

1. 採用手続について

採用を決定するためには、貸与を受ける者としての資格要件を満たしていることを確認する必要があります。確認および事務手続のために必要な書類のデータを期日までにメール添付にて、提出してください。

該当箇所を熟読の上、手続書類を作成し提出してください。

なお、手続書類は①~③は2月18日(火)迄に、④は4月8日(火)までに以下フォームより提出することが必要です。

(長井記念薬学研究奨励支援事業 新規採用者用提出フォーム)

<https://business.form-mailer.jp/fms/65eb399a250748>

提出期限までに必要書類を提出できない場合には、事前に日本薬学会までご連絡ください。

2. 手続書類

- ① 誓約書
- ② 口座振込依頼書（通帳のコピーも添付：Word データにて提出）
通帳がない場合は口座情報のわかるスクリーンショット等をご提出ください。
- ③ 住所等調書（Word データにて提出）
- ④ 在学証明書

【本件に関する提出先と注意事項】

- PDF 提出には各種提出資料ごとの PDF にてご提出ください。
- 提出物は全て、以下フォームよりご提出ください。
- 提出資料チェックリストもあわせてご提出ください
- 提出資料は結合せず、「N-番号_氏名_書類名」をタイトルとしてください。

(長井記念薬学研究奨励支援事業 新規採用者用提出フォーム)

<https://business.form-mailer.jp/fms/65eb399a250748>

～各書類の留意事項～

① 誓約書

表面・裏面とも内容を確認し理解した上で署名してください。

② 口座振込依頼書（Word 提出）

研究奨励金の送金のため、記入漏れや誤記入のないよう作成してください。

振り込み口座確認のため通帳のコピー（表紙と表紙裏ページ）も添付してください。

通帳がない場合は口座情報のわかるスクリーンショット等をご提出ください。

③ 住所等調書（Word 提出）

書類等の送付をするため、記入漏れや誤記入のないよう作成してください。

長井記念薬学研究奨励支援申請書に記載された連絡先や住所は、本書類に記載された内容に修正するため、**2025 年 4 月 1 日時点**の内容を記載してください。

④ 在学証明書

貸与を受ける者は「採用時に我が国の 4 年制博士課程あるいは薬学系大学院博士後期課に在学している」ことが必要です。その確認のため、在学証明書を提出してください。

在学証明書は、**2025 年 4 月 1 日以降の発行日**のもので、(i)氏名、(ii)生年月日、(iii) 4 年制

博士課程あるいは博士後期課程の入学年月(編入学年月)、(iv) 公印、(v) 在籍年次、(vi)所属教室・指導教員が記載されている必要があります。発行される証明書が上記の必要事項を含んでいない場合には、在学する大学の事務にて、発行済の証明書に加筆・押印(公印・電子印影可)してもらってください。

3. 変更手続について

下記の変更事項がある場合は、必ず、メールにて事前に連絡の上、変更手続を行ってください。

(1) 口座振込依頼書・住所の変更を希望する場合

2月18日必着となっている②「口座振込依頼書」③「住所等調書」を提出後、当該手続書類の記載内容の変更を希望する場合、②「口座振込依頼書」③「住所等調書」に変更内容を記載の上、本学会に提出してください。

(2) その他奨学金の受給が決定した場合

II 貸与を受ける者の義務等

(1) 貸与を受ける者は、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。また、研究に専念していないと認められる場合、または研究の進捗状況に著しい問題があるなどの場合には、貸与の資格を取り消すことがあります。この場合、原則として貸与済みの研究奨励金を返還していただくことになりますのでご留意下さい。

(2) 貸与を受ける者が、常勤職に就いた場合には、貸与の資格を喪失します。

(3) 貸与を受ける者が、申請書提出後あるいは採用期間中に受給金額の合計金額(長井記念薬学研究奨励の支給金を含む)が、年額240万円以上になる場合には、年額240万円以上になる時点にて貸与の資格を喪失します。受給が確定した場合には、直ちに本学会事務局学術事業担当に連絡して下さい。

(4) 貸与を受ける者が、博士課程を退学、停学、休学、留年する場合は、貸与の資格を喪失します。また学生として海外の大学・大学院に在籍する場合は、貸与の資格を喪失します。ただし、共同研究等で短期留学する場合、国内の大学に籍があれば貸与の資格は喪失しません。

※出産・育児等、特別な事情により貸与の中断を希望される場合は、事前に本学会にお問合せ下さい。

(5) 貸与を受ける者は、毎年度末に研究報告書(A4用紙1枚)を提出しなければなりません。また、学会発表を行った場合にはそのリスト、論文発表を行った場合には別刷りを提出しなければなりません。さらに、学位を取得した場合は、博士論文と学位(博士)取得証明書を提出しなければなりません。別刷、博士論文はPDFでの提出も可能です。

(6) 本学会に博士論文・その要旨と学位(博士)取得証明書を提出することにより、貸与された研究奨励金の返還免除の資格が得られます。なお本学会会員のための支援であるため、

資格発生後 3 年間本学会会員であった場合に返還免除者として正式に認定されます。

※会員継続の有無にかかわらず、学位取得されると返還免除となっておりますが、2021 年度採用者より学位取得後 3 年間会員継続が必要となりましたのでご注意ください。

ただし、学位を取得できなかった場合や博士論文と学位（博士）取得証明書を本学会に提出しなかった場合は、貸与済みの研究奨励金を返還していただくことになりますのでご留意下さい。

※何らかの理由により、課程博士を期限内に取得できない場合は、本学会にお問合せ下さい。

- (7) 博士論文およびジャーナル等への発表論文には長井記念薬学研究奨励支援について謝辞を記載してください。

本事業の和名および英文名

- ・ 和名 日本薬学会長井記念薬学研究奨励金
- ・ 英名 Nagai Memorial Research Scholarship from the Pharmaceutical Society of Japan

- (8) 日本薬学会主催の学術集会（年会、支部、例会、部会、シンポジウム等）あるいは日本薬学会発行の学術誌での発表を行って下さい。

なお、貸与を受ける者のなかから、本学会の推薦に基づき日本薬学会年会シンポジウムでの発表を行っていただく場合があります。

- (9) 研究における不正行為等、貸与を受ける者としてふさわしくない行為があった場合には、貸与の資格を取り消して貸与済みの研究奨励金を返還していただくことや、研究奨励金の貸与を停止することがあります。

なお、貸与を開始する前に誓約書の提出を求めます。

Ⅲ その他

- (1) 申請書および選考について

- ①申請書は、本学会所定の様式を使用して下さい。様式の変更、所定様式以外の用紙の追加、指定書類以外の添付は認められません。
- ②申請書の提出後、その記載事項を変更し、または補充することは認められません。
- ③提出された申請書は返却しません。
- ④申請書に重大な虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。

- (2) 採用内定後の諸手続きについて

採用内定後の諸手続きにおいて、提出期日までに在学証明書（2023 年 4 月 1 日以降の交付日）等の必要書類を提出できない場合には、採用資格の確認等ができないため、採用されません。

- (3) 活動調査について

貸与終了後の追跡調査に、ご協力下さい。就業後に研究成果や本事業に対する感想について、執筆を依頼することがあります。

(4) 長井記念若手薬学研究者賞について

「博士論文と学位（博士）取得証明書の提出」後 5 年目の活動調査で、長井記念薬学研究奨励事業の趣旨と理念にある、薬学の発展に寄与する強い意志を持って活動している研究者を表彰し、「長井記念若手薬学研究者賞」を授与します。

(5) その他奨学金の受給（日本学術振興会特別研究員―DC 等）について

採用期間中に受給金額の合計金額（長井記念薬学研究奨励の支給金を含む）が、月額 20 万円以上となる資金を受けていたことが確認された場合には、貸与の資格を取り消すとともに、その期間の貸与済みの研究奨励金を返還していただきます。

(6) 指導教員について

指導教員には、申請書類の指導教員コメント（800 字）や返還猶予や返還免除資格等の各種書類でのご署名とともに、採用者とのご連絡が取れなくなった際にお問合せをさせていただくこととなります。

(7) 関連情報について

申請書様式等を本学会のホームページで公開しています。

<https://www.pharm.or.jp>

(8) 指導教員の方へご注意いただきたいこと

- 1) 本事業の趣旨と支援対象をご理解ください。
- 2) 研究計画に変更がある場合は、指導教員から直接文書にて事務局へご連絡ください。
- 3) 採用者の在籍状況や、指導教員の変更等がある場合は、指導教員から直接文書にて事務局へご連絡ください。なお、必要に応じ採用者への連絡を指導教員に依頼することがあります。
- 4) 日本薬学会主催の学術集会（年会、支部、例会、部会、シンポジウム等）あるいは日本薬学会発行の学術誌での発表を行うよう指導してください。毎年度末に研究報告（学会発表・論文発表）の提出をしなければなりません。
- 5) 博士論文（投稿論文と学位論文への謝辞の記載）と学位（博士）取得証明書の提出をしなければなりません。
- 6) 学位取得後 3 年間本学会会員であった場合に返還免除者として正式に認定されます。